

糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”利用規約

糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”（以下「いとネット」という。）は、福岡都市圏（福岡市、糸島市、宗像市、福津市、古賀市、春日市、太宰府市、大野城市、筑紫野市、新宮町、久山町、粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、那珂川町）の子育て世代の皆様と協賛事業者をつなぎ、協賛事業者に特別サービスを提供してもらうことで、子育て世代の生活を応援するものです。

いとネットでは、協賛事業者からの会員向けのお知らせに加え、糸島市から子育て支援や教育環境の情報など、子育てに役に立つ情報もお知らせします。

いとネットへの登録を希望される皆様におかれましては、この規約に記載する条件をご確認いただき、同意いただいたうえで登録していただきますようお願いいたします。

（趣旨）

第1条 この規約は、いとネットへの会員登録、会員向けの特別サービスの利用などに関して、必要な事項を定めています。

（会員）

第2条 いとネットに会員として登録できる人は、福岡都市圏在住で、次のいずれかに該当する人です。

- (1) 18歳以下の子どもを育てている人
- (2) 18歳以上40歳以下の人

2 いとネットに登録した人で、本市の市民を特別会員、福岡都市圏（本市を除く。）の住民を一般会員とします。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は、会員として登録できません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員である人との関係を有している人

（登録の手続き）

第3条 いとネットへの登録を申請する人（以下「申請者」という。）は、パソコンや携帯電話などから、いとネットにアクセスし、登録画面で必要事項を入力して申し込んでください。

2 市は、前項の申請を受け、申請者が会員の要件を満たすときは、いとネットに登録し、申請者が登録画面で入力したメールアドレスに、登録証を送信します。

3 市は、申し込みがあった時点で、申請者はこの規約に同意したものとみなします。

(登録証の有効期間等)

第4条 登録証の有効期間は、会員として登録した年度の3月31日までとします。ただし、会員が退会の申請をしない場合は、翌年度の3月31日まで更新するものとし、以降も同様とします。

2 登録証は、会員のみが利用可能です。第三者へ譲渡や貸与などを行うことはできません。
(登録の変更)

第5条 会員は、登録事項に変更が生じた場合は、パソコンや携帯電話などから、いとネットにアクセスし、登録変更画面で必要事項を入力してください。

(退会)

第6条 会員は、いとネットを退会しようとするとき又は会員としての要件を満たさなくなったときは、パソコンや携帯電話などから、いとネットにアクセスし、退会画面で必要事項を入力してください。

(会員の取消し)

第7条 市は、会員が次のいずれかに該当する場合は、会員の登録を取り消します。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により登録証を受けたとき。
- (3) その他市が会員として適当でないと認めたとき。

(登録の抹消)

第8条 市は、会員から退会の申請があったとき又は会員の登録を取り消したときは、いとネットへの登録を抹消します。

2 会員は、退会を申請したとき又は会員の登録を取り消されたときは、直ちに登録証を消去してください。

(会員向け特別サービスの利用)

第9条 会員は、協賛事業者の店舗などにおいて、特別サービスを利用しようとするときは、協賛事業者に登録証を提示してください。ただし、協賛事業者が登録証の提示を不要とする場合は、掲示の必要はありません。

2 特別サービスの利用に当たって、協賛事業者が会員に対して、登録証の提示に加え、別の方法で特別サービスの利用資格を確認する場合があります。

(いとネットの利用)

第10条 いとネットの利用に必要な通信手段、機器などは、すべて会員が準備してください。

2 いとネットの利用に際して発生する通信料金などの費用は、すべて会員の負担とします。

(いとネットの停止又は中断)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に事前に通告することなく、いとネットの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

- (1) いとネットに係るシステムの保守・点検作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線などが事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、天災地変など、不可抗力によりいとネットの運営ができなくなった場合
- (4) その他市が停止又は中断が必要であると判断した場合

2 市は、いとネットの停止又は中断に起因して、会員が被った損害などについて免責されるものとします。

(保証の否認及び免責)

第12条 市は、いとネットに掲載している協賛事業者の情報及びいとネットからリンクしている外部の情報の完全性、正確性、有用性などは保証しません。

2 市は、会員と協賛事業者との間で行われる取引などには、一切関与しません。

3 会員、協賛事業者、その他第三者などとの間で生じた損害、クレーム、トラブルなどに関して、市は一切免責されるものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 会員は、この規約に基づく自己の権利を第三者に譲渡、転貸、売買、名義変更、質権及びその他の担保に供するなどの行為をしてはならないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第14条 市は、いとネットの運営上必要となる個人情報を会員から収集しますが、収集した個人情報の利用、管理又は廃棄を糸島市個人情報保護条例に従って適正に行い、個人情報の保護に努めます。

2 市が収集した会員の個人情報は、いとネットの運営や会員向けの事業にのみ使用することとし、その他の目的には一切使用しないものとします。

(規約の変更)

第15条 市は、会員に事前の承諾を得ることなく、必要に応じて規約を変更することができます。

2 市は、規約を変更したときは、いとネットに掲載します。会員は、いとネットで最新の規約を確認してください。

(規約の補完)

第16条 いとネット内に随時掲載する規約などは、この規約の一部を構成するものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第17条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。また、この規約に関して、会員と市との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所とします。

(協議解決)

第18条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、会員及

び市が互いに信義誠実の原則に従って別途協議のうえ、速やかにこれを解決するものと
します。

附 則

この規約は、平成 27 年 7 月 1 日から施行します。